

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等は除く。)

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

令和6年度福祉・介護職員等処遇改善加算（新処遇改善加算）に関する届出等について

日頃は、県内の障がい福祉施策の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件につきましては、令和6年3月29日付け障第1991号「令和6年度福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する届出等について」により、すでに通知させていただいたところですが、令和6年6月以降に新加算を算定する場合の処遇改善計画書の提出期限について、下記のとおり期限を延長しますので、令和6年6月から新処遇改善加算を算定する場合は、下記のとおり遺漏のないようご対応願います。

(本通知においては、改定前の福祉・介護職員等処遇改善加算等を「旧3加算」、改定後の福祉・介護職員等処遇改善加算を「新処遇改善加算」とします。)

記

○新処遇改善加算を算定する場合の処遇改善計画書の提出期限

※旧3加算から継続して令和6年6月から新処遇改善加算を算定する場合があります。

1 令和6年6月から新処遇改善加算を算定する場合

・提出期限：令和6年5月15日（水）まで延長します

【参考】体制届出書の提出期限：令和6年5月15日（水）

※令和6年6月から新処遇改善加算を算定するためには、提出期限までに処遇改善計画書と体制届出書がどちらも提出されている必要があります（どちらかが提出されていない場合は、令和6年6月から新処遇改善加算を算定できませんのでご注意ください。）。また、処遇改善計画書と体制届出書の区分を必ず一致させてください。

2 令和6年7月以降に新処遇改善加算を算定する場合

・提出期限：新処遇改善加算を算定する月の前々月の末日

算定月	処遇改善計画書の提出期限
7月	5月31日
8月	6月30日
9月	7月31日
以降、算定する月の前々月末日	

【参考】

- ・ 処遇改善計画書の提出方法

下記県ホームページ中のオンライン申請フォームより提出してください。

なお申請フォームは、その計画書の提出先により異なりますので、ご注意ください。

【県ホームページ】

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/215005.html>

所属	岐阜県健康福祉部障害福祉課 事業所指導係		
係長	若原	担当	高田
電話	058-272-8302		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		